

○由布市制２０周年記念冠事業に関する取扱要綱

令和７年３月３１日
由布市告示第７３号

（趣旨）

第１条 この要綱は、本市が令和７年１０月１日に市制２０周年を迎えるに当たり、まちづくりの基本理念である地域自治を大切にしたい住み良さ日本一のまちを踏まえ、市民と共に祝い、更なる市の一体感を醸成することを目的に、市が主催する記念事業とは別に、市民団体等が主体となって実施し多くの市民等が参加できる事業を由布市制２０周年記念冠事業（以下「冠事業」という。）として取り扱う基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において、「冠事業」とは、由布市制２０周年記念である旨をその事業の名称に冠して行う事業をいう。

（対象事業）

第３条 冠事業の対象となる事業は、令和７年４月１０日から令和８年３月３１日までの期間に実施される事業であって、次のいずれにも該当するものとする。

- （１） 事業の内容が市民の生活若しくは健康の増進、地域の経済又は教育、文化スポーツ若しくは芸術の向上普及に寄与するもの
- （２） 宗教的又は政治的活動でないもの
- （３） 営利を主たる目的としていないもの
- （４） 団体の組織、責任者等が明確であるもの
- （５） 暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が関与していないもの
- （６） 法令等に違反しないもの又はそのおそれがないもの
- （７） その他市長が特に適当と認めたもの

（対象者）

第４条 冠事業を行うことができる者は、次のいずれかに該当する団体（事業を主催するものに限る。）とする。

- （１） 国又は地方公共団体
- （２） 公益法人又はこれらに準ずる団体（政治的活動又は宗教活動を行う団体を除く。）
- （３） 市民の福祉、文化の向上、地域振興その他本市の発展に寄与しようとする市民団体
- （４） 由布市の共催、後援及び協賛に関する要綱（平成２２年告示第６１号）第６条の規定により承認された事業を行う団体
- （５） 由布市教育委員会の共催、後援及び協賛に関する要綱（平成２２年教育

委員会告示第3号)第6条の規定により承認された事業を行う団体

(6) 教育又は保育目的で使用する教育機関又は保育機関

(7) 前各号に掲げる団体のほか、市長が適当と認める団体

(事業の申請)

第5条 冠事業を実施しようとする団体(以下「申請者」という。)は、原則として冠名の使用を開始する日の30日前までに、由布市制20周年記念冠事業承認申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付するものとする。ただし、前条第4号に該当する場合にあっては由布市の共催、後援及び協賛に関する要綱第6条に規定する承認決定通知書の写しを、前条第5号に該当する場合にあっては由布市教育委員会の共催、後援及び協賛に関する要綱第6条に規定する承認決定通知書の写しを添付することで省略することができる。

(1) 団体の役員名簿及び規約又はこれに類する書類事業

(2) 事業の目的及び内容が付された開催要項又はこれに類する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

3 申請者は、市長の承認を受ける前に、申請に係る事業に関し、冠名をポスター等に用いてはならない。

(事業の承認等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定し、その結果を由布市制20周年記念冠事業承認(不承認)通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。ただし、第4条第4号該当する場合又は同条第5号に該当する場合にあっては審査を省略し承認することができる。

2 前項の規定により承認を受けた申請者(以下「冠事業者」という。)は、承認の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

3 市長は、第1項の規定による承認をするに当たって、必要な条件を付することができる。

(支援内容)

第7条 前条の規定により承認した冠事業は、次に掲げる支援を受けることができる。

(1) 冠事業の名称に「由布市制20周年記念」又は市長が認めるものを使用すること。

(2) 由布市制20周年記念のぼり旗を貸与及び使用すること。ただし、他の実施者がのぼり旗を使用中である場合等の理由により貸与を受けることができないことがある。

(3) 由布市公式ホームページを通して事業をPRすること。

(事業中止等の届出)

第8条 冠事業者は、冠事業を中止し、又は事業内容を変更しようとする場合は、速やかに由布市制20周年記念冠事業中止・変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（承認の取消し）

第9条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、承認を取り消すことができる。

（1） この要綱に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

（2） 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。

（3） その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、冠事業者に対しその旨及び理由を由布市制20周年記念冠事業承認取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 使用承認を取り消された者は、その使用を取り止めなければならない。

4 第1項の規定により承認を取り消された場合において、主催者、後援者及び協賛者又は第三者に損害が生じて、市は一切の責めを負わない。

（違反等に対する取扱い）

第10条 市長は、第6条の規定による承認を受けずに第7条第1項第1号、第2号及び第3号の使用をした者（以下「不正使用者」という。）に対してその使用の差止めの請求その他必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合において、当該請求等を受けた者は直ちに当該請求等に従わなければならない。

2 市は、前項の規定による請求等に関する損害について、一切の責めを負わない。

（責任の制限）

第11条 市は、冠事業者又は不正使用者が第三者に対し、第9条第4項又は第10条第2項の損害を除く損害又は損失を与えたときは、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

2 冠事業者又は不正使用者が使用した物品等（第7条第2号を除く。）の安全性、品質等に関する一切の責任は、全て冠事業者又は不正使用者が負うものとする。

（損害賠償）

第12条 冠事業者又は不正使用者は、第7条第2号に規定するのぼり旗を破損又は紛失したとき、その他同号に規定するのぼり旗の使用に係る重大な過失がある場合は、直ちに市長に報告し、原状回復に係る経費を負担し賠償しなければならない。

（争論等の解決）

第13条 冠事業の実施に関し、争論又は争訟が生じたときは、冠事業者又は不正使用者の責務においてこれを解決しなければならない。

（事業実施報告書の提出）

第14条 事業者は、冠事業終了後30日以内に由布市制20周年記念冠事業実施報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（失効等）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条第2項、第11条、第12条及び第13条の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。